

別添

## 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」(改正法関係)及び「環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令案」に対するパブリックコメントの結果について

### 1. 概要

- (1)意見募集期間:平成23年8月9日(火)～9月7日(水)17:00
- (2)告知方法 電子政府の総合窓口、環境省ホームページ及び記者発表
- (3)意見提出方法 電子メール、郵送またはファックス

### 2. 意見提出数

意見の提出者数:9通(意見の件数:32件)

#### 【内訳】

自然保護団体関係	18件
事業団体・民間事業者関係	6件
地方公共団体関係	4件
個人	4件

### 3. 意見の内容とそれに対する考え方

意見の対象項目	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案(改正法関係)			
(1)対象要件に交付金対象事業を追加	交付金の規模、他の財源との組み合わせにより事業が行われる場合、環境アセス条例との関連性などについて、より詳細な規程が求められる。	1	今回指定した交付金を用いて行う事業は、他の財源との組み合わせにより事業が行われる場合にも法の対象事業となります。また、地方公共団体においても環境影響評価に関する条例が定められており、法と条例とが一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していくべきと考えます。

意見の対象項目	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
(2) 法第10条第4項政令で定める市の指定	事業者へ直接意見を述べる市を指定都市を限定しない、または中核市以上とすべき。17市の選定基準を明示すべき。また、同政令施行後に新たに市を指定することがあり得るのか、その場合、新たに指定する時期・頻度はいつ・どの程度の頻度なのか明示すべき。	3	今回指定した政令で定める市については、環境影響評価に関する条例を有しており、その審査体制等が都道府県と同等と認められるなどの要件を満たしている市を指定することとしております。今後、本要件に該当する市が新たに生じた場合については、適宜追加することとしています。
	本政令改正後、事業者へ直接述べられる市長意見と知事意見の不整合等があった場合、事業者はどうすればよいのか。また、その場合、環境省としてどのような対応をするのか。	1	市長意見は地域環境管理の視点から、知事意見はより広域の視点から述べられ、ともに環境保全の観点から述べられるものであり、不整合が生じる事態は通常想定されないと考えています。地方公共団体に対し、本制度について十分に周知を行い、円滑で実効性ある制度運用の確保に努めてまいります。
環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令案			
(1) 電子縦覧について	方法書、準備書および評価書ウェブサイトへの掲載に当たっては、著作権や知財保護の観点から、それらアクセス図書が容易にダウンロードできないような措置を講じると共に、期限が過ぎれば消去できるものとすべき	2	環境影響評価法に基づき作成される図書の電子縦覧により著作権等に関する問題が生じないように、適切な運用に向けた情報収集及び留意事項等の整理を行ってまいります。
	方法書、準備書、評価書とともに、戦略的環境影響評価で提出される配慮書もウェブサイトで公表し、それに対する住民の意見の募集や収集に関しても、ウェブサイトでも行われるべきだと考える。	3	本改正案の内容に賛成の御意見と理解します。
	「関係都道府県又は関係市町村の協力を得て、当該地方公共団体のウェブサイトに掲載すること」とは、事業者としては関係都道府県又は関係市町村に掲載協力の依頼をすれば、結果として関係都道府県又は関係市町村の協力が得られず掲載できなかったとしても、法第7条、第16条、第27条の責務を果たしたと解して良いか。	1	関係者が、居住地域に制限されることなく環境影響評価図書を閲覧可能とする本措置は、環境影響評価制度の根幹にかかわるものであり、その適切な実施のため、事業者から地方公共団体に協力依頼があった場合には、適切な連携が行われるべきものと考えます。

意見の対象項目	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
	情報の公開だけでなく、コミュニケーション全体としての見直し、ここでは双方向性のコミュニケーションの手段を書き込むべきである。「情報提供」の部分だけでなく、市民の意見に直接応える「場」の提供、公聴会の義務化も明文化するべきである。	1	今後も事業者と地域住民等とのコミュニケーションを充実させることが重要であると考えます。
(2) 方法書説明会の開催	事業者の一方的な説明で終わることのないよう、双方向の意見交換の場とならなければ、何回でも実施することができるような法の整備が求められる。	3	説明会においては、方法書の理解を深めるための趣旨や内容の周知のため開催されるものであり、本説明の内容を踏まえて住民等からの意見聴取を行うことで、方法書段階でのコミュニケーションを充実させることができると考えます。
	環境省として、方法書説明会において住民の求める情報と事業者から提供する情報との不一致が生じないよう、今後、どのような対応をする予定なのかお示し頂きたい。	1	環境省において、方法書の位置づけを明らかにするとともに、運用上の留意事項等を作成し公表することとしています。
(3) 方法書説明会開催の公告方法	「関係地域」は、「法第六条第一項に規定する対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とする必要がある。	1	御指摘を踏まえ、以下のように修正いたします。 「関係地域」→「対象事業に係る環境影響を受ける範囲」
(4) 方法書不開催について事業者の責めに帰することができない理由	方法書や「事業者の責めに帰することができない」ことをより明確にした上で、やむを得ず説明会を開催しない場合、要約書の提供等により周知を行うよう努める規定が必要	2	本改正案の内容に賛成の御意見と理解します。
(5) 学識経験者からの意見聴取	学識経験を有する者の氏名、専門分野等を明示すること。匿名としないこと。	4	環境大臣意見の形成過程において透明性や社会的な理解を高める観点から、有識者の意見をよりの確に踏まえることが望ましいと考えられることから、適切な運用となるよう、今後検討を進めてまいります。
その他			

意見の対象項目	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
	環境影響評価法の適用外事業に、米軍基地や自衛隊基地を含めることに反対する。	2	御指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。
	適用除外対象事業の定義を明確にし、かつなるべく少なくすること	1	
	方法書が要件を満たしていない場合、受付を却下できることを明文化し、またそのことについて環境影響評価審査会や専門家等から意見を聴取する事ができるものとする。	1	
	計画の変更に関する制度を改め、やり直しを義務化することにより、「後出し」によって住民からの反対意見からの抜け道となる事を防ぐ手だてを新たに講じること。	1	
	アセス逃れを防止するため、実質的に一連の事業であるかどうかを環境影響評価の観点から科学的に判断し、単に個別の事業で形式的に判断はしない形の運用とすること。	1	
	航空機等の離発着を想定する施設は全て法ないし条例の環境影響評価の対象とするように改めること。	1	
	施設の運用開始後であっても航空機などの機種の変更等、環境影響の変更が予想される場合にはその事についても環境影響評価の対象とする様に明文化すること。	1	
	合意形成を著しく阻害する行為に対する罰則規定や、環境影響評価手続きに係わる不服申し立て・争訟手続を設けるべき	1	